

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

見守り 新鮮情報

実在する事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。(80歳代)



【ひとこと助言】

- ・コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。
- ・不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせてください。
- ・心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください。

子ども・若者 サポート情報

ブラインド等のひもで低酸素状態に 危険性を十分に認識して！

ブラインドのひもに首が引っかかり、足が浮いた状態の子どもを保護者が発見した。ひもは高い位置で結んでいたが、椅子にのぼってひもを手に取り、首に引っかかり落ちてしまったと思われる。子どもは低酸素状態となり、病院に行ったが幸い治療には至らずに済んだ。(当事者：2歳)



【ひとことアドバイス】

- ・これからブラインド等を購入する際は、子どもの手が届く高さにひものない商品や、一定の重さが掛かるとひものつなぎ目が外れる機能のある商品など、安全対策の施された商品を選びましょう。また、ひもで操作しないタイプの商品も検討しましょう。
- ・ひものある商品を使用している場合は、子どもの手が届かない高さにひもをまとめ、クリップ等で留めましょう。

～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」、「子ども・若者サポート情報」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約ください。

【開催日時】3月7日(金)

午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◆ 村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◆ 消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。
- ◆ 県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379